

# 〔改訂版〕 婚姻費用・養育費の算定

## —裁判官の視点にみる算定の実務—

### —お詫びと訂正—

本書に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。  
お手数をお掛けいたしますが、下記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

146 頁 7～16 行目（下線部分）

誤	正
…14 歳までは生活費指数 62 のうちの約 7.3（生活費指数 62 により算出された子に割り振られる生活費は、112 万 2066 円（ $\div 732 \text{ 万 } 9628 \times 0.4 \times 62 \div (100 + 62)$ ））となる。そこで、生活費指数 62 により算出された子に割り振られる生活費のうちの教育費 13 万 1379 円の割合は、指数では 7.3（112 万 2066 円 : 13 万 1379 円 = 62 : x、 $x \div 7.26$ ）、百分率では、約 12%となる。15 歳以上では、生活費指数 85 のうちの約 16（生活費指数 85 により算出された子に割り振られる生活費は 140 万	…14 歳までは生活費指数 62 のうちの約 7.3（生活費指数 62 により算出された子に割り振られる生活費は、112 万 2066 円（ $\div 732 \text{ 万 } 9628 \times 0.4 \times 62 \div (100 + 62)$ ））となる。そこで、生活費指数 62 により算出された子に割り振られる生活費のうちの教育費 13 万 1379 円の割合は、指数では 7.3（112 万 2066 円 : 13 万 1379 円 = 62 : x、 $x \div 7.26$ ）、百分率では、約 12%となる。15 歳以上では、生活費指数 85 のうちの約 16（生活費指数 85 により算出された子に割り振られる生活費は 140 万

円 ( $\doteq 761 \text{ 万 } 7556 \times 0.4 \times 85 \div (100 + 85)$ ))となる。そこで、この子に割り振られる生活費のうちの教育費 25 万 9342 円の割合は、指数では 15.7 (140 万円 : 25 万 9342 円 = 85 : x、 $x \doteq 15.7$ )、百分率では約 18.5%となる。…

円 ( $\doteq 761 \text{ 万 } 7556 \times 0.4 \times 85 \div (100 + 85)$ ))となる。そこで、この子に割り振られる生活費のうちの教育費 25 万 9342 円の割合は、指数では 15.7 (140 万円 : 25 万 9342 円 = 85 : x、 $x \doteq 15.7$ )、百分率では約 18.5%となる。…

2025 年 3 月

新日本法規出版株式会社